避難確保計画について

避難確保計画:

避難促進施設として市町村地域防災計画に定められた施設の所有者又は管理者は避 難確保計画の作成がマストとなっている。(活火山法第8条)

避難確保計画の内容:

別添「【弥陀ヶ原火山】集客施設等における噴火時等の避難確保計画のひな形」参照。

これまでの経緯:

平成31年1月31日 避難促進施設となり得る山小屋等管理者への説明会

令和元年5月以降 山小屋等管理者へ、順次、避難促進施設としての記載に係る同

意依頼を送付

令和元年 12 月 25 日 避難確保計画作成についての説明会開催

関係各施設管理者が参加。ひな形、今後の日程について説明。

今後の予定:

令和2年4月以降 立山町防災会議 開催

防災会議までに 各施設の避難確保計画完成、町へ提供予定

令和2年度 夏山メインシーズンにかけて避難確保計画の配備完了